

「0対60兆」の冷たい実態 戦後補償を拒み続ける政府の真意とは

後藤 遼太 2024年12月12日 7時30分 毎日



直野章子・京都大学人文科学研究所

直野章子・京都大学人文科学研究所教授

ノルウェー・オスロで10日に行われたノーベル平和賞の授与式で、記念スピーチを述べた日本原水爆被害者団体協議会（日本被団協）の田中熙巳（てるみ）さん（92）があえて「原爆で亡くなった死者に対する償いは、日本政府は全くしていない」と強調したことが話題になりました。

田中さんが訴えた日本の戦争補償の問題とは何なのか。被爆者の戦後の問題に詳しい京都大学人文科学研究所の直野章子教授に聞きました。

国家補償を訴えた被団協のスピーチ

——原爆による死者数十万人に対して、日本政府は一貫して国家補償を拒んできたこと、日本被団協の田中熙巳代表委員が、ノーベル平和賞の受賞スピーチで訴えました。

「0対60兆」という数字があります。「0」は、原爆や空襲など戦争で亡くなった民間人が国から受けた「補償」。「60兆」は、旧軍人・軍属らに対して支払われてきた、いわゆる「軍人恩給」などの国家補償の総額です。

戦争に責任のあった人たちがほど手厚く支援され、大勢の民間被害者は「受忍論」によって補償から遠ざけられてきました。これが、日本の「戦後補償」の問題の出発点です。

——「受忍論」とは。

「戦争という国の非常事態において、生命や身体、財産の損害を受けても、それは国民が等しく耐え忍ばなければいけないやむを得ない犠牲だ」という考え方です。

日本被団協の田中熙巳さんがノーベル賞授賞式で批判した「受忍論」。その論理が生まれた背景や日本政府の立場について解説してもらいました。

元々は、戦争中に海外で財産を失った人たちが補償を求めた在外財産訴訟の最高裁判決（1968年）の判決の考え方です。空襲や原爆など、戦争による被害が多くある中で、海外で失った財産だけ補償するわけにはいかない、という文脈でした。

ところが、**受忍論はその後、原爆や空襲被害にも拡大適用され、市民への戦後補償を否定する根拠とされてしまいました。**

一方で、旧軍人・軍属らに対する援護について、国は「使用者責任があるから」と説明しているのです。

「死に絶えるのを待っているのか」

——被爆者には**一部救済制度**があるのでは。

被爆者団体の運動を通して、一定の要件を満たした人への援護は拡大されてはきましたが、あくまで一部です。1957年の**原爆医療法**制定の前に亡くなった人には、一切の補償がありません。

補償を求める運動は**当初、生活が苦しい人や治療を受けられない人に重点**が置かれました。**運動が展開すると、「一番の被害者は亡くなった人たちだ」という考えに軸足が移って**いきました。

——国はどのようにして補償を拒んできたのですか。

戦後補償は**原爆**だけでなく、**空襲被害者、戦災孤児、シベリア抑留者、旧植民地出身者**など広がりがあります。一部でも補償を認めれば、**補償責任が国内の他の戦争被害やアジア諸国への補償に拡大してしまう**ことを国は恐れたからです。

被爆者やシベリア抑留者らへの若干の見舞金なども、政府は「補償」と位置づけず社会保障の一環としています。

戦後、政府と与党は何度も「戦後処理問題はこれで終わり」とし、その度に被害者は抗議してきました。しかし、戦後 80 年が近づき、戦争被害を訴える声はかつてほど社会の中で支持を得られなくなっています。

当事者からは「私たちが死に絶えるのを待っているとしか思えない」という声も漏れています。

「補償」の意味とは

——田中さんは授賞式で、なぜ「国家補償」を強調したのでしょうか。

「補償」とは、「お金がほしい」ということではありません。死者の無念を代弁し、放置されてきた人たちを忘れないでと訴え、国に「償い」を求めたものです。そうした田中さんの強い思いを感じさせるスピーチだったと思います。

それだけに、日本国内で「金目当て」のような声上がるのは、胸が苦しくなります。

<対外的な補償は>

日本はサンフランシスコ講和条約で、米国などへの賠償請求権を放棄した。連合国側だった国もほとんどが日本への請求権を放棄している。